



452

福薬第416号
平成25年4月1日

一般社団法人沖縄県医師会 会長 殿



沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

薬務行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成25年3月30日付け沖縄県規則13号にて、「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」が公布され、本日付施行されました。

これらの改正の内容は、別添、沖縄県公報のとおりとなっています。

内容を御了知の上、貴会会員に御周知頂きますようお願いいたします。

記

- 別紙1 薬事法にかかる改正手数料
- 別紙2 麻向法等にかかる改正手数料

担当：薬務疾病対策課
松田、渡慶次
TEL:098-866-2215
FAX:098-866-2241

別紙1

(薬事法にかかる手数料改正一覧)

使用料・手数料名	細区分	沖縄県 改正前単価 円	沖縄県 改正後単価 円
薬局開設許可申請手数料		29,000	29,200
薬局開設許可更新申請手数料		11,000	11,300
医薬品販売業許可申請手数料		29,000	29,200
医薬品販売業許可更新申請手数料		11,000	11,300
配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料		2,000	2,100
販売従事登録証書き換え交付手数料		2,000	2,100
高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料		29,000	29,200
高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可更新申請手数料		11,000	11,300
薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料		2,000	2,100
医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可申請手数料	工 薬局製造販売医薬品に係るもの	11,000	11,200
医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可更新申請手数料	工 薬局製造販売医薬品に係るもの	5,600	5,800
医療機器修理業許可申請手数料		69,400	70,700
医療機器修理業許可更新申請手数料		47,600	48,500
医療機器修理業の修理区分の変更又は追加許可申請手数料		17,500	17,800
医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の書換え交付手数料		2,000	2,100
医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料		2,000	2,100

別紙2

(麻向法等にかかる手数料改正一覧)

		使用料・手数料名	沖縄県 改正前単価 円	沖縄県 改正後単価 円
麻薬申請関係	申請 免許 手数料	麻薬卸売業者	14,600	14,800
		麻薬小売業者 麻薬施用者 麻薬管理者 麻薬研究者	3,900	4,000
		精神薬卸売業者	14,600	14,800
		向精神薬小売業者	3,900	4,000
	免 再許 交証 付及 手び 数登 料録 証	麻薬卸売業者 麻薬小売業者 麻薬施用者 麻薬管理者 麻薬研究者 向精神薬卸売業者 向精神薬小売業者 向精神薬試験研究施設設置者	2,700	2,800
		向精神薬研究施設設置者登録申請手数料	3,900	4,000
大麻関係		大麻取扱者免許申請手数料	6,700	6,800
		大麻取扱者免許登録変更手数料	3,200	3,300
		大麻取扱者免許証再交付手数料	2,700	2,800
覚せい剤関係	指 定 申 請 手 数 料	覚せい剤施用機関 覚せい剤研究者 覚せい剤原料研究者	3,900	4,000
	再 指 定 証 交 付 手 数 料	覚せい剤施用機関 覚せい剤研究者 覚せい剤原料取扱者 覚せい剤原料研究者	2,700	2,800
		覚せい剤原料取扱者の指定申請手数料	11,500	11,700
毒物または劇物関係	販 売 業	登録申請手数料※	14,700	15,000
		登録更新申請手数料※	6,400	6,500
		毒物劇物取扱者試験手数料	10,500	10,700
	輸 製 入 造 業	登録申請手数料	27,200	27,700
		登録更新申請手数料	10,200	10,400

※那覇市内に関しては、那覇市にお問い合わせ下さい。



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） …… 4
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） …… 5
- 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） …… 6
- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） …… 8
- 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） …… 9
- 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） …… 9
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） …… 10
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） …… 32
- 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例（土地対策課） …… 48
- 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課） …… 49
- 沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（自然保護課） …… 62
- 沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例（県民生活課） …… 65
- 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（県民生活課） …… 68
- 沖縄県興行場の基準等に関する条例の一部を改正する条例（生活衛生課） …… 68
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課） …… 69

公布された条例のあらまし

- 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）
 - 1 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額を改めることとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第7号）
 - 1 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給根拠を定める。（第4条及び第32条関係）
 - 2 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
附則第7項の規定による給料月額経過措置については、平成25年4月1日以後、同項の規定による額から段階的に減額し、平成28年4月1日以後は、同項の規定による給料月額は支給しないものとする。（附則第7項関係）
 - 3 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞
附則第2項の規定による知事又は議会の議長を任命権者とする現業職員に関する住居手当の経過措置を廃止する。（附則第1項及び附則第2項関係）
 - 4 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、1は、この条例の公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。＜附則第1項＞
 - 5 人事委員会規則への委任について定めることとした。＜附則第2項＞

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表1の項左欄に掲げる事務、同表10の項から13の項まで左欄に掲げる事務、同表15の項左欄に掲げる事務、同表17の項から32の項まで左欄に掲げる事務並びに同表50の項及び51の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同表10の項から13の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表15の項右欄に掲げる市町村の長、同表17の項から32の項まで右欄に掲げる市町村の長又は同表50の項若しくは51の項右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同表10の項から13の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表15の項右欄に掲げる市町村の長、同表17の項から32の項まで右欄に掲げる市町村の長又は同表50の項若しくは51の項右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第13号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

	ト レ ー ス コ ー プ	同	140円	を
--	---------------	---	------	---

	蒸 し 機	同	570円	
	蒸 し 機	同	850円	に、
350円 450円	を	520円 670円		に、
	木 工 倣 い 旋 盤	同	300円	
	超 高 仕 上 か ん な 機	同	390円	を
	倣 い ル ー タ ー	同	480円	
	木 工 倣 い 旋 盤	同	300円	に、
	キ 日本工業規格B列3番	同	1,740円	を
	キ 日本工業規格B列3番	同	1,740円	
	微 粒 子 粉 砕 機	同	300円	に改
	分 光 測 色 計	同	80円	
	巻 取 機	同	30円	

める。

別表第2 工芸技術支援センター手数料の項を次のように改める。

繊維の 試験	引張り強さ及び伸び試験	1点につき	1,590円	
	番手（繊度）試験	同	1,210円	
	糸長試験	同	1,210円	
	撚り数試験	同	1,210円	
	曲げ試験	同	1,490円	
染色堅 ろう度 試験	耐光試験	1点につき	4,720円	日本工業規格6 級までとする。
	洗濯試験	1点につき	1,560円	

工 芸 技 術 支 援 セ ン タ 一 手 数 料		汗試験	同	1,390円	
		摩擦試験	同	1,390円	
	染料、 材料又 は薬剤 鑑定試 験	染料部属判定試験 の 染糊剤鑑定試験	1点につき	1,750円	
			同	1,750円	
		浸染試験 な 捺染試験	1点につき	2,290円	
			同	2,220円	
		粒度測定試験	1点につき	1,410円	
	原材料 強弱試 験	引張試験 曲げ試験 圧縮試験 せん断試験 割裂試験 硬度試験	1件につき	3,210円	
			同	3,640円	
			同	3,210円	
			同	3,640円	
			同	3,640円	
			同	3,640円	
	物性試 験	比重測定 含水率測定 塗料一般試験	1件につき	1,580円	
			1件につき	1,790円	絶乾重量法による場合
1件につき			1,770円		
接着試 験	常態試験 耐水試験 合板一般試験	1件につき	1,680円		
		同	1,680円		
		同	2,340円		
製品試 験	家具強度試験 家具耐久性試験	1点につき	1,420円		
		同	14,640円		

別表第3 大麻取扱者免許申請手数料の項中「6,700円」を「6,800円」に改め、同表大麻取扱者登録変更手数料の項及び大麻取扱者免許証再交付手数料の項中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料の項中「14,700円」を「15,000円」に改め、同表毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料の項中「6,400

円)を「6,500円」に改め、同表毒物劇物取扱者試験手数料の項中「10,500円」を「10,700円」に改め、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料の項中「27,200円」を「27,700円」に改め、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料の項中「10,200円」を「10,400円」に改め、同表覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者又は覚せい剤原料研究者の指定申請手数料の項中「3,900円」を「4,000円」に改め、同表覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付手数料の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同表覚せい剤原料取扱者の指定申請手数料の項中「11,500円」を「11,700円」に改め、同表麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許申請手数料の項中「14,600円」を「14,800円」に、「3,900円」を「4,000円」に改め、同表麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付手数料の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同表向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許申請手数料の項中「14,600円」を「14,800円」に、「3,900円」を「4,000円」に改め、同表向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料の項中「3,900円」を「4,000円」に改め、同表薬局開設許可申請手数料の項中「29,000円」を「29,200円」に改め、同表薬局開設許可更新申請手数料の項中「11,000円」を「11,300円」に改め、同表医薬品販売業許可申請手数料の項中「29,000円」を「29,200円」に改め、同表医薬品販売業許可更新申請手数料の項中「11,000円」を「11,300円」に改め、同表配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料の項及び販売従事登録証書換え交付手数料の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料の項中「29,000円」を「29,200円」に改め、同表高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可更新申請手数料の項中「11,000円」を「11,300円」に改め、同表薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可申請手数料の項中「11,000円」を「11,200円」に改め、同表医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可更新申請手数料の項中「5,600円」を「5,800円」に改め、同表医療機器修理業許可申請手数料の項中「69,400円」を「70,700円」に改め、同表医療機器修理業許可更新申請手数料の項中「4

7,600円」を「48,500円」に改め、同表医療機器修理業の修理区分の変更又は追加許可申請手数料の項中「17,500円」を「17,800円」に改め、同表医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の書換え交付手数料の項及び医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項及び登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項中「同表」を「同条例別表第1の」に、「4(1)の表又は4(2)」を「4の(1)の表又は4の(2)」に改め、同表に次のように加える。

<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関（住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「評価機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の</p>
---------------------------	--	---

4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加えた額)を加算した額)

ア 住戸

(ア) 1戸の場合 24,000円

(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 49,000円

(ロ) 5戸を超え10戸以下の場合 69,000円

(ハ) 10戸を超え25戸以下の場合 98,000円

(ニ) 25戸を超え50戸以下の場合 142,000円

(ホ) 50戸を超え100戸以下の場合 205,000円

(ヘ) 100戸を超え200戸以下の場合 281,000円

(ト) 200戸を超え300戸以下の場合 371,000円

(チ) 300戸を超える場合 433,000円

イ 共同住宅等の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 78,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 129,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 205,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 266,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 322,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 372,000円

ウ 住宅以外の用途に供する部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 172,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 275,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 395,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを

		<p> 超え10,000平方メートル以下の場合 488,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 579,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 658,000円 </p>
<p> 評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 </p>	<p> 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査 </p>	<p> 認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の </p>

4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加えた額)を加算した額)

ア 住戸

(ア) 1戸の場合 3,300円

(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 6,900円

(ロ) 5戸を超え10戸以下の場合 11,000円

(ハ) 10戸を超え25戸以下の場合 20,000円

(ニ) 25戸を超え50戸以下の場合 34,000円

(ホ) 50戸を超え100戸以下の場合 62,000円

(ヘ) 100戸を超え200戸以下の場合 100,000円

(ト) 200戸を超え300戸以下の場合 129,000円

(チ) 300戸を超える場合 137,000円

イ 共同住宅等の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 6,900円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 20,000円

(ロ) 床面積の合計が2,

		<p>トル以下の場合 10 0,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が1 0,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以下の場合 129,000円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が2 5,000平方メー トルを超える場合 158, 000円</p>
<p>低炭素建築物新 築等計画変更認 定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律 第55条第1項の規定に基づく低炭素建 築物新築等計画の変更（変更部分につ いて同法第54条第1項各号に掲げる基 準に適合していることにつき、あらか じめ評価機関等による審査を受けたも のを除く。）の認定の申請に対する審 査</p>	<p>認定申請された建築物の 各部分の区分に応じ、そ れぞれ次に掲げる戸数又 は床面積の合計ごとに定 める額を合算した額 （申請に併せて都市の 低炭素化の促進に関する 法律第54条第2項の規定 に基づく申出がある場合 にあっては、建築基準 法施行条例別表第1の 1の表に掲げる額（当 該申請に係る低炭素建 築物新築等計画に建築 基準法第87条の2に規 定する昇降機に係る部 分が含まれる場合にあ っては同条例別表第1 の2の表に掲げる額を 加えた額、構造計算適 合性判定を要する部分 が含まれる場合にあ っては同条例別表第1の 4の(1)の表又は4の(2)</p>

の表に掲げる額を加えた額)を加算した額)

ア 住戸

(ア) 1戸の場合 12,000円

(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 24,500円

(ロ) 5戸を超え10戸以下の場合 34,500円

(ハ) 10戸を超え25戸以下の場合 49,000円

(ニ) 25戸を超え50戸以下の場合 71,000円

(ホ) 50戸を超え100戸以下の場合 102,500円

(ヘ) 100戸を超え200戸以下の場合 140,500円

(ト) 200戸を超え300戸以下の場合 185,500円

(チ) 300戸を超える場合 216,500円

イ 共同住宅等の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 39,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 64,500円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートルを

		<p>4,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 289,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 329,000円</p>
<p>評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加え</p>

	た額)を加算した額)
	ア 住戸
	(ア) 1戸の場合 1,650円
	(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 3,450円
	(ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 5,500円
	(エ) 10戸を超え25戸以下の場合 10,000円
	(オ) 25戸を超え50戸以下の場合 17,000円
	(カ) 50戸を超え100戸以下の場合 31,000円
	(キ) 100戸を超え200戸以下の場合 50,000円
	(ク) 200戸を超え300戸以下の場合 64,500円
	(ケ) 300戸を超える場合 68,500円
	イ 共同住宅等の共用部分
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 3,450円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 10,000円
	(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メー

		<p>トル以下の場合 3 1,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 5 0,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 64,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 79,000円</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 3,450円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 10,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 3 1,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 5 0,000円</p>
--	--	---

	<p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 64,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 79,000円</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第3に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第14号

沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例

沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条中第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、第7号の次に次の4号を加える。

- (8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可を要する同項に規定する開発行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可を要する同項に規定する